

【基調講演】

日本スポーツ仲裁機構とその活動

道垣内 正人^{*}
(早稲田大学)

I. はじめに

トップレベルのアスリートのパフォーマンスは「見るスポーツ」として多くの国民の関心を集めているが、その背後には、選手の育成、大会の運営その他を支える人的・物的な仕組みがある。これを担っているのは、競技ごとに組織された競技団体である。国際競技連盟のもとに各国の国内競技連盟があり、さらにそのもとに、地域的に、また競技者の属性別に（大学、実業団等）、多くの競技団体が存在している。また、日本では、競技分野ごとの国内競技連盟を統括するものとして日本体育協会があり、特に、オリンピックに関しては日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）がある。他方、障害者スポーツについては、日本障害者スポーツ協会と日本パラリンピック委員会がある。

競技団体の目的は、個々の競技者の最大限のパフォーマンスを引き出して、その競技を維持・発展していくことにあり、競技者は競技団体の管理下に置かれ、その決定に従うことが求められる。そのような競技団体の活動には公益性が認められ、国や地方公共団体からの補助金が投入される一方、ボランティアや公益団体からの協力・支援に加え、スポンサー企業等の利害関係者も存在している。そのような状況にありながら（特に補助金として税金がつき込まれていながら）、競技団体のガバナンスの欠如から横領・背任事件に発展するようなケースさえ生じている⁽¹⁾。また、刑事事件にまでは至らないとしても、ガバナンスの欠如が露呈する不祥事や紛争の発生は少なくないのが実情である。紛争の中には、競技者から見て、競技団体による自分についての扱いが不当ではないかとの思いに端を発す

る紛争もある。もちろん、その中には、選手側に事実関係の誤認等による思い違いがあることに起因しているケースも少なくないであろうが、この種の紛争は、その競技団体内部での仕組みでは必ずしもすべて解決が見つわけではない。

一般の紛争解決のための制度としては裁判があり、スポーツに関する紛争の中にも裁判での解決に委ねることができるものもある。しかし、裁判で争うことができるのは「法律上の争訟」だけであり（裁判所法3条）、競技団体の決定の取消しを求めるような訴えは法律を適用して判断する争いではないので、そのことを直接的に求める請求をしても、裁判所は実体的な判断には入らず、訴えは却下されてしまうであろう⁽²⁾。また仮に裁判所で本案の審理が受けられるとしても、アスリートが最盛期を謳歌できる期間は限られており、また、大会への出場可否が問題となっているような場合には、時間の経過によって紛争解決は無意味となり、裁判では実効的な解決が得られないことが多いであろう⁽³⁾。

そこで、裁判所とは別に、中立・公平に、かつ、迅速に紛争を解決する仕組みが求められる。そのような対応策の一つとしてスポーツ仲裁があり、これを運営するために設立されたのが日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency）（以下、「JSAA」）である。

JSAAの基本的な目的は、競技者が競技団体に対して、競技団体のした決定の取消等を求める紛争の解決を第三者である仲裁人の判断に委ねることによって、競技団体の運営の透明性を高め、スポーツ界に「法の支配（rule of law）」を行き渡らせることにある。スポーツをめぐる紛争、特に、競技者が競技団体の決定の取消しを求めるタイプの紛争について、中立的な立場の第三者が手続を尽くして事案を解明すれば、それだけですっきりすることもあって当然であろう。また、仮に競技団体が実際に不公正な決定をしていけば、その決定が取り消される筋道が選手に保証され、是正が図られるという仕組みの存在は、スポーツ界のインフラストラクチャーとして重要である。そういった環境のもとでこそ、選手はスポーツに打ち込むことができると考えられるからである。

以下では、JSAA の設立の経緯、組織及び活動について概観した上で

(II)⁽⁴⁾、競技団体の決定に対して競技者が申立人となる紛争についての「スポーツ仲裁規則」による仲裁（III）、ドーピングをめぐる紛争についての「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁（VI）、主としてスポーツ・ビジネス紛争を対象とする「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁（V）、そして、仲裁ではなく、当事者間の和解を斡旋するための「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」による調停（VI）、以上についてその概要を紹介する。そして、最後に、これまでの総括と今後の活動の方向を考えることとする（VII）。

II. 設立経緯・組織・活動の概要

1. 設立の経緯

日本でも1992年に日本スポーツ法学会⁽⁵⁾が設立されてスポーツ紛争の処理についての研究が行われてきたが⁽⁶⁾、スポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたのは、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する報告書においてであった⁽⁷⁾。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して⁽⁸⁾、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに⁽⁹⁾、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを第三者が解決するための仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。国際的には、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が「スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport：CAS）」を設置し⁽¹⁰⁾、長野オリンピックの際の紛争をはじめ、多くのスポーツ紛争を解決している⁽¹¹⁾。したがって、このCASの経験に学んだところが大きいことは言うまでもなく、その他、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association：AAA）のスポーツ仲裁規則や、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本にふさわしいと考えられるスポーツ

